

公益財団法人浜松市教育会館ギャラリー利用規程

(目 的)

第1条 この要項は、定款第3条及び第4条第4項に基づき、教育関係者や一般市民、及び幼児・児童生徒の美術作品発表の場を提供することにより市民文化の向上を図るため、浜松市教育会館内に設置するギャラリーの利用について必要な事項を定めるものとする。

(展示場所)

第2条 別紙様式「公益財団法人浜松市教育会館ギャラリー（会議室）利用申請書兼許可書（以下「ギャラリー（会議室）利用申請書兼許可書」とする）」に定める展示場所とする。なお、会議室利用の際は、「公益財団法人浜松市教育会館利用規程（以下「会議室等利用規程」とする）」に定める展示場所とする。

(展示作品)

第3条 このギャラリーに展示できる美術作品は、壁面、移動展示パネルに展示できる絵画、書画、写真、立体作品とし、以下(1)～(2)の各号に定める作品とする。

- (1) 浜松市教育委員会、浜松市教育研究会、館内入居団体及び教育事業団体の作品、児童生徒の優秀作品とする。
- (2) 一般市民、又は愛好家グループの作品。但し、営利を目的としない作品に限る。

(展示期間)

第4条 展示期間は原則として1カ月以内とする。2カ月前に申し込む。但し、希望者が多数の場合は調整する。

(利用時間)

第5条 展示の利用時間は、「会議室等利用規程」による。但し、平日のみとする。

(搬入・展示・搬出)

第6条 作品の搬入・展示・搬出は、本人、グループまたは該当主催団体が行うものとする。

- (1) 作品の搬入・展示は、展示期間前の金曜日午後（該当日が休館日の場合はその前日）の時間帯までに行うものとする。
- (2) 作品の搬出は、展示期間終了の翌日までに行うものとする。

(利用料)

第7条 ロビー・会議室等を利用する場合は、別紙「会議室利用時に係る光熱水費等一覧」による利用料を納入する。但し、浜松市教育会館より展示を依頼した場合については利用料を請求しない。

(展示の制限)

第8条 展示の制限について、以下(1)～(4)に該当する時は、展示を承諾しないものとする。

- (1) 営利を得ようと思われる方法などによって展示しようとするとき。
- (2) 施設または附属設備などを棄損する恐れがあるとき。(突起物や異臭のあるもの)
- (3) 展示ギャラリー設置の目的に反するとき。(展示にそぐわないもの)
- (4) 政治的、宗教の目的によって展示するとき。

(展示承諾の手続き)

第9条 展示を希望する個人・団体は、事前に次の各号に掲げる手続きをしなければならぬ。申請の受け付けは、2か月前からとする。

- (1) 展示を希望する個人及び団体は、「ギャラリー（会議室）利用申請書兼許可書」に記入して会館事務局へ提出する。
- (2) 展示の承諾は、原則として「ギャラリー（会議室）利用申請書兼許可書」の受付順とする。ただし同時に複数の者から提出された場合は調整により受付をする。

(免責事項)

第10条 火災、盗難等により、展示期間中の展示物の破損、消失などのあった場合は、会館は一切その責を負わないものとする。各自、各団体の必要に応じて個人保険に加入することを勧める。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から実施する。